



土田会計事務所より耳より三二情報！

平成25年3月

雇用促進税制

先月、顧問先の方と打合せで、大幅に増えた残業時間の改善策として、人員の増員を提案させていただきました。この際、助成金を活用することも検討致しましたが、多くの資料を用意しなければならない既存の助成金では手続きにご負担をかけてしまうと考え、お客様には平成24年6月30日に公布された雇用促進税制をご案内し、お客さまご自身で申請していただきました。即日で手続きが完了することができ、事前審査もなく、とても簡単な申請です。さらに平成25年度から特典が拡大される予定となっております。増員の計画の折にはぜひご活用下さい。

1. ご利用できる方 青色申告書を提出している事業主(法人・個人)

2. 手続きの方法

- ◇本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出(郵送可)
 - ※適用年度(事業年度)の開始後2カ月以内に申請すること(郵送の場合は必着)
 - ※雇用促進計画には、募集要項(職種・労働条件)を簡易に記入するだけです
- ◇適用年度終了後2か月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出し達成状況の確認を求める
- ◇確認を受け返却された雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付し、税務署に申告する

3. 雇用促進税制を利用すると・・・

- ◇雇用増加数等の要件を満たした場合に、法人税または所得税の以下の税額控除が受けられる
雇用増加数1人当たり 20万円
当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度
 - ※25年度から現行の雇用者増加数1人当たり20万円の税額控除額を40万円に引き上げられます
- ◇ハローワークを利用せず、一般の求人募集で雇い入れた人も対象となります

4. 雇用促進税制の適用条件

- ◇前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
- ◇適用年度に雇用者数を5人以上(中小企業者は2人以上)、かつ、前年比10%以上増加させていること
 - ※25年度から雇用者増加数を算定する際、現在除外している65歳以上の高年齢継続被保険者を新たに含めることができます
- ◇雇用保険に加入していること

また雇用関係の各種助成金については、平成24年度末において廃止・統合と大幅な見直しとなっており25年度から新たな奨励金が創設されます。

担当 大坪孝幸

土田会計事務所

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com> e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328 FAX 03-3981-2567